○内閣府令第五十四号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十四条の五第四項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第百九十三条の二第一項の規定に基づき、財務諸表等の監査証明に関する内閣府令及び企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成三十年十一月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　　義偉

財務諸表等の監査証明に関する内閣府令及び企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の一部改正）

第一条　財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和三十二年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（監査報告書等の記載事項） **第四条**　前条第一項の監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を簡潔明瞭に記載し、かつ、公認会計士又は監査法人の代表者が作成の年月日を付して自署し、かつ、自己の印を押さなければならない。この場合において、当該監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書が監査法人の作成するものであるときは、当該監査法人の代表者のほか、当該監査証明に係る業務を執行した社員（以下「業務執行社員」という。）が、自署し、かつ、自己の印を押さなければならない。ただし、指定証明（公認会計士法第三十四条の十の四第二項に規定する指定証明をいう。）又は特定証明（同法第三十四条の十の五第二項に規定する特定証明をいう。）であるときは、当該指定証明に係る指定社員（同法第三十四条の十の四第二項に規定する指定社員をいう。以下同じ。）又は当該特定証明に係る指定有限責任社員（同法第三十四条の十の五第二項に規定する指定有限責任社員をいう。以下同じ。）である業務執行社員が作成の年月日を付して自署し、かつ、自己の印を押さなければならない。 一　監査報告書　次に掲げる事項 イ　監査を実施した公認会計士又は監査法人の意見に関する次に掲げる事項 (1)　当該意見に係る監査の対象となつた財務諸表等の範囲 (2)　監査の対象となつた財務諸表等が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る事業年度（連結財務諸表の場合には、連結会計年度。以下同じ。）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見 ロ　イ(2)に掲げる意見の根拠 ハ　財務諸表等規則第八条の二十七（連結財務諸表規則第十五条の二十二において準用する場合を含む。）の規定による注記に係る事項 ニ　監査上の主要な検討事項（第二十一項に規定する意見の表明をしない旨及びその理由を監査報告書に記載する場合を除く。） ［号の細分を削る。］ ［号の細分を削る。］ ［号の細分を削る。］	（監査報告書等の記載事項） **第四条**　［同上］ 一　［同上］ イ　監査の対象 ［号の細分を加える。］ ［号の細分を加える。］ ［号の細分を加える。］ ロ　経営者の責任 ハ　監査を実施した公認会計士又は監査法人の責任 ニ　監査の対象となつた財務諸表等が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る事業年度（連結財務諸表の場合には、連結会計年度。以下同じ。）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見